

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 条例 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正
- 警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部改正

## 条例

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十一号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例

職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「特種勤務手当、」の下に「寒冷地手当、産業教育手当、へき地手当、定時制通信教育手当、」を加え、「及び勤勉手当」を「勤勉手当及び退職手当」に改める。

第十一条を次のように改める。  
(特種勤務手当)

第十一条 特種勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特種勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他の特種勤務手当の支給に関し必要な事項は、別

に条例で定める。  
第十一条の次に次の四条を加える。

(寒冷地手当)

第十一条の二 寒冷地手当は、八月末日(その日が日曜日に当たるときは、その前日)に、その日に鳥取県内に在勤する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の支給額は、別表第六に定める支給地域及び区分に従い、その支給日現在において職員が受けるべき給料の月額と扶養手当の月額との合計額に、左に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 級 地 百分の十五
- 二 級 地 百分の三十
- 三 級 地 百分の四十五

(産業教育手当)

第十一条の三 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教諭、助教諭又は常勤の講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又

は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることが出来る者を含む。)が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であつて人事委員会議規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

3 前二項に規定する産業教育手当の月額は、当該産業教育手当の支給を受ける者の給料月額に百分の七を乗

じて得た額とする。但し、第十一条の五の規定により定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の三を乗じて得た額とする。

(へき地手当)

第十一条の四 へき地手当は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地に所在する学校に勤務したときに支給する。

2 へき地手当の月額は、前項の学校に勤務する県費負担教職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額に、別表第七に掲げる学校につき同表に定める級別区分に応じ、左に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 級 百分の八
- 二 級 百分の十二
- 三 級 百分の十六

(定時制通信教育手当)

第十一条の五 高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ)には、その者の給料月額に百分の七(管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の五をこえない範囲内において人事委員会規則でそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

第十六条の五の次に次の一条を加える。  
(退職手当)

第十六条の六 退職手当は、職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第二 公安職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12
2	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12
3	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
4	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12
5	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12
6	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
7	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
8	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
9	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
10	37,200	12	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12
11	39,000	12	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12
12	40,800	12	29,400	12	23,500	12	20,300	12	17,300	12
13	42,600	15	30,600	12	24,600	12	21,300	12	18,300	12
14	44,400	18	31,800	12	25,800	12	22,400	12	19,300	12
15	46,600	24	33,600	15	27,000	12	23,500	12	20,300	12
16	48,900		35,400	18	28,200	12	24,600	12	21,300	12
17			37,200	24	29,400	15	25,800	12	22,400	12
18			39,000		30,600	18	27,000	12	23,500	12
19					31,800	24	28,200	15	24,600	12
20					33,600		29,400	18	25,800	15
21							30,600	24	27,000	18
22							31,800		28,200	21
23									29,400	24
24									30,600	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第一 行政職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	31,800	12	22,400	12	17,300	12	13,300	12	8,400	12	7,200	12
2	33,600	12	23,500	12	18,300	12	14,300	12	9,200	12	7,400	12
3	35,400	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	10,000	12	7,700	12
4	37,200	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	10,800	12	8,000	12
5	39,000	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	11,600	12	8,400	12
6	40,800	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	12,400	12	9,200	12
7	42,600	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	13,300	12	10,000	12
8	44,400	12	30,600	12	24,600	12	20,300	12	14,300	12	10,800	12
9	46,600	12	31,800	12	25,800	12	21,300	12	15,300	12	11,600	12
10	48,900	12	33,600	12	27,000	12	22,400	12	16,300	12	12,400	12
11	51,200	12	35,400	12	28,200	12	23,500	12	17,300	12	13,300	12
12	53,500	15	37,200	12	29,400	12	24,600	12	18,300	12	14,300	12
13	55,800	18	39,000	12	30,600	12	25,800	12	19,300	12	15,300	12
14	58,100	24	40,800	12	31,800	12	27,000	12	20,300	12	16,300	12
15	60,400		42,600	15	33,600	15	28,200	12	21,300	12	17,300	12
16			44,400	18	35,400	18	29,400	15	22,400	12	18,300	15
17			46,600	24	37,200	24	30,600	18	23,500	12	19,300	18
18			48,900		39,000		31,800	24	24,600	12	20,300	24
19							33,600		25,800	12	21,300	
20									27,000	15		
21									28,200	18		
22									29,400	24		
23									30,600			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 教育職給料表(イ)

職務の 等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	22,100	12	9,100	12	7,700	12
2	23,100	12	9,900	12	8,000	12
3	24,100	12	10,700	12	8,400	12
4	25,100	12	11,500	12	9,100	12
5	26,100	12	12,300	12	9,900	12
6	27,200	12	13,200	12	10,700	12
7	28,300	12	14,100	12	11,500	12
8	29,400	12	15,100	12	12,300	12
9	30,500	12	16,100	12	13,200	12
10	31,700	12	17,100	12	14,100	12
11	32,900	12	18,100	12	15,100	12
12	34,100	12	19,100	12	16,100	12
13	35,300	12	20,100	12	17,100	12
14	36,500	12	21,100	12	18,100	12
15	37,800	12	22,100	12	19,100	12
16	39,100	12	23,100	12	20,100	15
17	40,600	12	24,100	12	21,100	18
18	42,200	15	25,100	12	22,100	21
19	43,800	18	26,100	12	23,100	21
20	45,400	21	27,200	12	24,100	24
21	47,000	21	28,300	12	25,100	
22	48,600	24	29,400	12		
23	50,200		30,500	12		
24			31,700	12		
25			32,900	15		
26			34,100	15		
27			35,300	15		
28			36,500	15		
29			37,800	18		
30			39,100	21		
31			40,600	21		
32			42,200	24		
33			43,800			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三

イ 教育職給料表(イ) 教 育 職 給 料 表

職務の 等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	27,900	12	11,500	12	7,700	12
2	29,000	12	12,500	12	8,000	12
3	30,100	12	13,500	12	8,400	12
4	31,200	12	14,500	12	9,100	12
5	32,300	12	15,500	12	9,900	12
6	33,500	12	16,500	12	10,700	12
7	35,000	12	17,500	12	11,500	12
8	36,500	12	18,500	12	12,500	12
9	38,100	12	19,500	12	13,500	12
10	39,700	12	20,500	12	14,500	12
11	41,300	12	21,500	12	15,500	12
12	42,900	12	22,500	12	16,500	12
13	44,500	12	23,500	12	17,500	12
14	46,100	12	24,600	12	18,500	12
15	47,700	12	25,700	12	19,500	12
16	49,300	15	26,800	12	20,500	12
17	50,900	18	27,900	12	21,500	12
18	52,500	21	29,000	12	22,500	12
19	54,100	24	30,100	12	23,500	12
20	55,700		31,200	12	24,600	15
21			32,300	12	25,700	18
22			33,500	12	26,800	18
23			35,000	12	27,900	24
24			36,500	12	29,000	24
25			38,100	15	30,100	
26			39,700	15		
27			41,300	15		
28			42,900	18		
29			44,500	21		
30			46,100	21		
31			47,700	24		
32			49,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職務の 等級 号給	1 等 給		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	41,300	12	25,700	12	20,200	12	13,500	12
2	42,900	12	27,200	12	21,400	12	14,500	12
3	44,500	12	28,700	12	22,800	12	15,500	12
4	46,100	12	30,200	12	24,200	12	16,600	12
5	47,700	12	31,700	12	25,700	12	17,800	12
6	49,300	12	33,300	12	27,200	12	19,000	12
7	50,900	12	34,900	12	28,700	12	20,200	12
8	52,800	12	36,500	12	30,200	12	21,400	12
9	54,700	12	38,100	12	31,700	12	22,800	12
10	56,600	15	39,700	12	33,300	12	24,200	12
11	58,500	18	41,300	12	34,900	12	25,700	12
12	60,400	24	42,900	12	36,500	12	27,200	12
13	62,900	24	44,500	12	38,100	12	28,700	12
14	65,400	24	46,100	12	39,700	12	30,200	12
15	67,900		47,700	12	41,300	12	31,700	12
16			49,300	15	42,900	12	33,300	12
17			50,900	18	44,500	15	34,900	12
18			52,800	24	46,100	18	36,500	12
19			54,700		47,700	24	38,100	15
20					49,300		39,700	18
21							41,300	24
22							42,900	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四

研 究 職 給 料 表

職務の 等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間	給料月額	昇給 期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	23,500	12	18,100	12	14,100	12	8,400	12	7,200	12
2	24,600	12	19,100	12	15,100	12	9,300	12	7,400	12
3	25,800	12	20,200	12	16,100	12	10,200	12	7,700	12
4	27,000	12	21,300	12	17,100	12	11,100	12	8,000	12
5	28,200	12	22,400	12	18,100	12	12,100	12	8,400	12
6	29,400	12	23,500	12	19,100	12	13,100	12	9,300	12
7	30,600	12	24,600	12	20,200	12	14,100	12	10,200	12
8	31,800	12	25,800	12	21,300	12	15,100	12	11,100	12
9	33,200	12	27,000	12	22,400	12	16,100	12	12,100	12
10	34,600	12	28,200	12	23,500	12	17,100	12	13,100	12
11	36,000	12	29,400	12	24,600	12	18,100	12	14,100	12
12	37,500	12	30,600	12	25,800	12	19,100	12	15,100	12
13	39,000	12	31,800	12	27,000	12	20,200	12	16,100	12
14	40,800	12	33,200	12	28,200	12	21,300	12	17,100	12
15	42,600	12	34,600	12	29,400	12	22,400	12	18,100	12
16	44,400	12	36,000	12	30,600	12	23,500	12	19,100	15
17	46,600	15	37,500	15	31,800	12	24,600	12	20,200	18
18	48,900	18	39,000	18	33,200	15	25,800	12	21,300	24
19	51,200	24	40,800	18	34,600	18	27,000	12	22,400	
20	53,500		42,600	18	36,000	21	28,200	12		
21			44,400	24	37,500	24	29,400	12		
22			46,600	24	39,000	24	30,600	15		
23			48,900		40,800		31,800	18		
24							33,200	24		
25							34,600			

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、  
試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定める  
ものに適用する。

ハ 医療職給料表(㊦)

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	13,200	12	10,200	12	7,700	12
2	14,200	12	10,900	12	8,300	12
3	15,200	12	11,600	12	8,900	12
4	16,200	12	12,400	12	9,500	12
5	17,200	12	13,200	12	10,200	12
6	18,200	12	14,200	12	10,900	12
7	19,200	12	15,200	12	11,600	12
8	20,200	12	16,200	12	12,400	12
9	21,200	12	17,200	12	13,200	12
10	22,200	12	18,200	12	14,200	12
11	23,200	12	19,200	12	15,200	12
12	24,200	12	20,200	12	16,200	12
13	25,200	12	21,200	12	17,200	12
14	26,200	12	22,200	12	18,200	12
15	27,200	12	23,200	12	19,200	12
16	28,300	12	24,200	12	20,200	15
17	29,500	12	25,200	12	21,200	18
18	30,700	12	26,200	12	22,200	24
19	31,900	15	27,200	12	23,200	
20	33,100	18	28,300	15		
21	34,300	24	29,500	18		
22	35,600		30,700	24		
23			31,900			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(㊧)

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	22,100	12	13,200	12	8,400	12	7,400	12
2	23,300	12	14,100	12	9,200	12	7,700	12
3	24,500	12	15,100	12	10,000	12	8,000	12
4	25,700	12	16,100	12	10,800	12	8,400	12
5	26,900	12	17,100	12	11,600	12	9,200	12
6	28,100	12	18,100	12	12,400	12	10,000	12
7	29,300	12	19,100	12	13,200	12	10,800	12
8	30,500	12	20,100	12	14,100	12	11,600	12
9	31,800	12	21,100	12	15,100	12	12,400	12
10	33,600	12	22,100	12	16,100	12	13,200	12
11	35,400	12	23,300	12	17,100	12	14,100	12
12	37,200	15	24,500	12	18,100	12	15,100	12
13	39,000	18	25,700	12	19,100	12	16,100	12
14	40,800	24	26,900	12	20,100	12	17,100	12
15	42,600	24	28,100	12	21,100	12	18,100	12
16	44,400		29,300	12	22,100	12	19,100	12
17			30,500	15	23,300	12	20,100	15
18			31,800	18	24,500	12	21,100	18
19			33,600	24	25,700	12	22,100	21
20			35,400		26,900	12	23,300	24
21					28,100	15	24,500	24
22					29,300	18	25,700	
23					30,500	24		
24					31,800			

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五の次に次の別表を加える。  
別表第六

支 給 地 域	区 分
日野郡阿毘縁村	三級地
岩美郡のうち大成村及び蒲生村 八頭郡若桜町	二級地
日野郡のうち大宮村及び山上村	二級地
三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	一級地

備考

本表に掲げる地域等の名称は、昭和二十九年六月二十八日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

別表第七  
へき地手当の支給学校名及びその級別区分

学 校 名	級 別
山守小学校野添分校	三級
大山小学校香取分校	三級
興徳小学校板井原分校	二級
竹田小学校大谷分校	二級
竹田小学校田代分校	二級
竹田小学校福山分校	二級
名和小学校神田分校	二級
米沢小学校下蚊屋分校	二級
興徳小学校杉森分校	二級
智頭小学校板井原分校	二級
小鹿小学校中津分校	二級
光徳小学校陣構分校	一級
成器小学校上地分校	一級

若桜小学校春米分校	一級
丹比小学校横地分校	一級
上私都小学校明辺分校	一級
高城小学校河来見分校	一級
高勢小学校柿谷分校	一級
上長田小学校大木屋分校	一級
名和小学校大山農場分校	一級
上中山小学校関見分校	一級
逢坂小学校二本松分校	一級
黒坂小学校久住分校	一級
福栄小学校豊栄分校	一級
石見東小学校花口分校	一級
米沢小学校御机分校	一級
江尾小学校大河原分校	一級
溝口小学校添谷分校	一級
溝口小学校大倉分校	一級

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十五年十一月一日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

寒冷地手当の支給に関する条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第三十七号)

3 この条例の施行前に改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)、寒冷地手

上私都小学校姫路分校	一級
若桜小学校来見野分校	一級
米沢小学校貝田分校	一級
池田小学校落折分校	一級

当の支給に関する条例及び高等学校教職員等に対する産業教育手当の支給に関する条例に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による給与の内払とみなす。

（給料月額の特例）

4 この条例の施行の日の前日における改正前の給与条例の規定による職員の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が改正後の給与条例の規定によるその者の給料月額（以下「新給料月額」という。）をこえるときは、新給料月額が旧給料月額に達するまで、新給料月額にそのこえることとなる給料の額を加算した額を、新給料月額とする。

（へき地手当の暫定措置）

5 附則別表第一に掲げる学校については、改正後の給与条例第十一条の四第二項の規定にかかわらず、この条例適用の日から昭和三十七年三月三十一日までの間

は一級とする。

6 附則別表第二に掲げる学校に勤務する県費負担教職員に対しては、改正後の給与条例第十一条の四第二項の規定にかかわらず、この条例適用の日から昭和三十七年三月三十一日までの間は当該県費負担教職員の受ける給料月額に百分の四を乗じて得た額を同条第一項に規定するへき地手当として支給する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を第二項とする。

第十九条 県費負担教職員の特殊勤務手当は、公立の小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する県費負担教職員のうち人事委員会規則で定める職員が、当該学校における授業又は指導に従事したときに支給する。

別表を削る。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十五年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。
  - 附則第二項及び第三項を次のように改める。
  - 2 削除
  - 3 削除
- 附則別表第一及び附則別表第二を削る。

附則別表第一

学 校 名
多里小学校上荻山分校
東伯小学校倉坂分校

附則別表第二

学 校 名

- 上小鴨小学校広瀬分校
- 高麗小学校長田分校
- 竹田小学校木地山分校
- 山上小学校福万来分校
- 三徳小学校成分校

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。



第七条第一項中「福祉事務所」の下に「又は児童相談所」を加え、「及び身体障害者福祉司」を「、身体障害者福祉司及び児童福祉司」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 前条の手当の額は、技術の程度に応じ、同種の

作業一人一日につき三十六円を、人事委員会が指定する作業については、この額に三十六円以内の額を加算した額をこえない範囲内において人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に

関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「都道府県立農業講習所、」の下に「農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）第二条に規定する研修機関、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。